

大阪市特別職報酬等審議会

参考資料

--- 目 次 ---

参考資料

[資料 1]	本市における報酬等の減額措置	1
[資料 2]	執行機関の附属機関に関する条例(抄)	2
[資料 3]	大阪市特別職報酬等審議会規則	3
[資料 4]	会議の公開要領	4

本市における報酬等の減額措置

<給 料>

対 象	率	期 間
市長・副市長・常勤監査委員	10%	平成 20 年 2 月～平成 23 年 12 月 (平成 20 年 2 月は、20% 減額)

※ 市長については、平成 22 年 6 月に限り、さらに 20% 減額

<報 酬>

対 象	率	期 間
議長・副議長・議員	5 %	平成 21 年 4 月～平成 23 年 4 月

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭28. 4. 1 条例35
最近改正 平20. 3. 3 条例8

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附 屬 機 関	担 任 事 務
市 長	省 略	省 略
	大阪市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、政務調査費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務
省 略	省 略	省 略

（委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

大阪市特別職報酬等審議会規則

制 定 昭42. 12. 5 規則78
最近改正 昭57. 4. 1 規則30

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、大阪市の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験者及び市民の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会議の公開要領

大阪市特別職報酬等審議会

1 公開の方法

(1)傍聴定員

審議会の傍聴定員は、10名以上とする。

(会場設営等を考慮して、その都度定員を決定する。)

(2)申込受付

申込みの受付は、会議の当日、会場で会議開催の30分前から開始する。

なお、会議の開催予定時刻の15分前の時点で定員を超えている場合は抽選を行うが、定員に満たない場合は先着順で定員に達するまで入場することができるものとする。

抽選の方法については、くじにより公正及び平等に行う。

(3)傍聴席

傍聴席には、原則としていすと机を用意する。また、必要に応じて記者席を設けるものとする。

(4)資料の配布

傍聴者には、原則として委員に配布する資料と同じものを用意する。

(5)会議中における会場の秩序維持

会議の公正・円滑な運営が妨げられることのないよう、傍聴要領（別紙1）を作成し、受付の際に配布して周知するものとする。

傍聴者が傍聴要領の遵守事項に違反し、会議の妨げになると認められる場合、会長は次の措置を講ずることができる。

- ① 違反した行為を注意する。
- ② 注意しても、なおこれを改めないとときは退場させることができる。
- ③ 会長の指示（退場の指示）に従わず、会議の公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められる場合については、会議を一時中断することができる。
- ④ それでも、会場の秩序維持が困難であると認められる場合は、会議を中止することができる。

(6)写真撮影等の許可

会議の場で、会長の許可を得た場合に限り、傍聴者が写真撮影や録画、録音などを行うことを認める。

(7)報道機関の取材に対する配慮

報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、会長の許可を得たうえで、審議の支障にならない範囲内において取材等に対して配慮する。

2 会議開催の周知

(1) 会議開催の周知にあたっては、開催日の1週間前までに、必要な事項を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載する。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(2) 具体の会議開催周知

- ・市役所の掲示場の掲示

開催日の概ね1週間前までに、掲示文（別紙2）を作成し、掲示を依頼する。

- ・大阪市ホームページへの掲載

開催日の概ね10日前までに、入力原票（別紙3）を作成し、掲載を依頼する。

3 情報の提供

情報の提供として、会議録を作成する。

4 その他

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

另行系氏 1

傍聴要領

大阪市特別職報酬等審議会

1 傍聴手続

- ① 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- ② 傍聴の申し込み手続きは、会議の開催予定時刻の30分前から、開催場所で受付を行います。

なお、傍聴の申し込みが、会議の開催予定時刻の15分前の時点で定員を超える場合は抽選を行いますが、定員に満たない場合は先着順で定員に達するまで入場することができます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- ① はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- ② 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- ③ 飲食又は喫煙をしないこと
- ④ 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- ⑤ 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- ⑥ 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- ⑦ その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- ① 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- ② 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないとときは、退場していただく場合があります。

另行系氏 2

庁 前 掲 示 文 (案)

大阪市特別職報酬等審議会公告第 号

大阪市特別職報酬等審議会の会議を、次のとおり開催します。

平成〇年〇月〇日

大阪市特別職報酬等審議会 会長 ○○ ○○

1 開催日時

平成〇年〇月〇日 (〇) 午前 (後) ○時〇分から午前 (後) ○時〇分まで

2 開催場所

大阪市役所本庁舎〇階〇〇会議室

大阪市北区中之島1丁目3番20号

3 会議の議題

〇〇について

4 傍聴者の定員

〇〇名

5 傍聴手続き

傍聴希望者は、会議の当日午前 (後) ○時〇分から、上記開催場所で受付を行います。

なお、傍聴の申し込みが、午前 (後) ○時〇分の時点で定員を超えている場合は抽選を行いますが、定員に満たない場合は先着順で定員に達するまで入場することができます。

6 問い合わせ先

大阪市総務局人事部給与担当

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話 (06) 6208-7527

另紙 3

第1回大阪市特別職報酬等審議会の開催について

日時： 平成〇年〇月〇日（〇） 午前（後）〇時〇分～午前（後）〇時〇分

場所： 大阪市役所本庁舎〇階〇〇会議室

　　大阪市北区中之島1丁目3番20号

議題： 〇〇について

傍聴者の定員：〇〇名

傍聴手続： 傍聴希望者は、会議の当日午前（後）〇時〇分から、上記開催場所で傍聴の受付を行います。

なお、傍聴の申し込みが午前（後）〇時〇分の時点で定員を超えている場合は、抽選を行いますが、定員を超えていない場合は、先着順で定員まで入場することができます。

問い合わせ先：大阪市総務局人事部給与担当

　　大阪市北区中之島1丁目3番20号 TEL 06-6208-7527